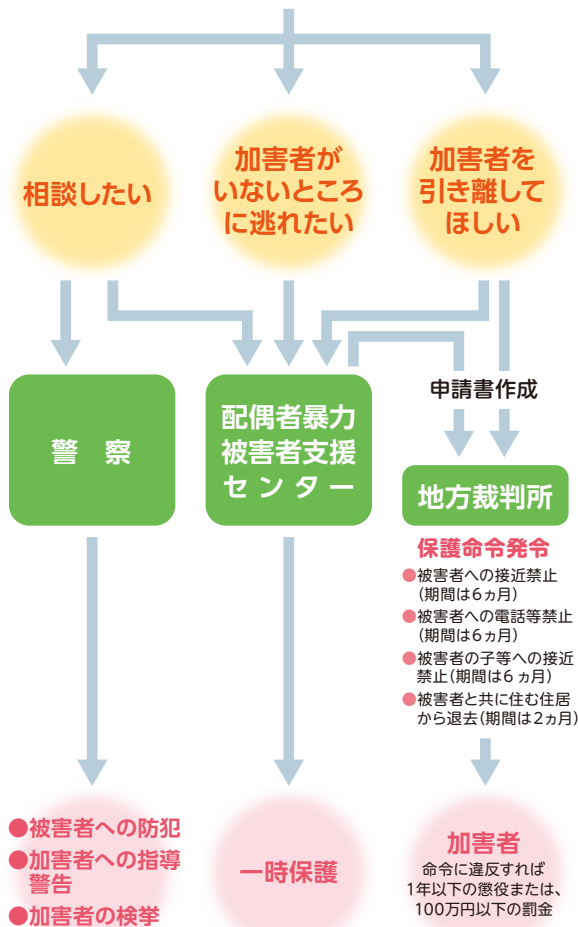


ひとりで悩まないで
どんな小さいことでもご相談ください。

支援の流れ

(配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律)
通称:配偶者暴力防止法

あなたが
暴力を受けた



※相談については、配偶者暴力被害者支援センター・警察のほか裏面の関係機関でも受付けています。
※デートDVの被害者も、裏面の相談機関で相談に応じています。

相談機関名	電話番号	受付時間 (電話・面接)
福井県生活学習館 (ユ一・アイ ふくい)	0776-41-7111 0776-41-7112	火～日 9:00～16:45
福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課	0776-24-6261	月～金 8:30～17:15 夜間電話相談 土日祝日を含む毎日 17:15～22:00
福井県健康福祉センター	福井健康福祉センター 0776-36-2857 坂井健康福祉センター 0776-73-0622 奥越健康福祉センター 0779-66-2076 丹南健康福祉センター 0778-51-0034 丹南健康福祉センター (武生福祉保健部) 0778-22-4135 二州健康福祉センター 0770-22-3747 若狭健康福祉センター 0770-52-1300	月～金 8:30～17:15
警察 本部 警察安全相談室	#9110 または 0776-26-9110	電話・面接 毎日24時間対応
警察 署	福井警察署 0776-52-0110 福井南警察署 0776-34-0110 大野警察署 0779-65-0110 勝山警察署 0779-88-0110 あわら警察署 0776-73-0110 坂井警察署 0776-66-0110 坂井西警察署 0776-82-0110 鯖江警察署 0778-52-0110 越前警察署 0778-24-0110 敦賀警察署 0770-25-0110 小浜警察署 0770-52-0110	電話・面接 毎日24時間対応
福井県人権センター	0776-29-2111	火～金 9:00～17:00
福井地方法務局 人権擁護課	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
公益社団法人 福井被害者支援センター	0120-783-892	月～金 10:00～16:00

配偶者やパートナーからの
暴力に悩んでいませんか？



DVは、
犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害で、
絶対に許されません。



健康長寿の福井

DOMESTIC VIOLENCE

一歩踏み出せばあなたを支えてくれる人は必ずいます。
ひとりで悩まずに相談しましょう。

DV (ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者(事実婚も含む)、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手などの「**親密な関係**」にある人からの暴力のことです。



殴る、蹴るだけが暴力ではありません

暴力というと殴ったり、蹴ったりという身体的なものをイメージしがちですが、心を傷つけられたり、生活する上で有害な影響が及ぼされるようなことがあればもちろんそれも「暴力」です。

暴力の種類

身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、髪を引っ張る、突き飛ばす、刃物などで脅す、など

精神的暴力

馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、発言させない、大切にしているものを壊す、など

性的暴力

性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノを無理に見せる、など

経済的暴力

生活費を渡さない、家計を厳しく管理し金銭的な自由を与えない、など

子どもを利用した暴力

子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅かす、など

社会的暴力

友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする、行動を監視する、など

こんなことで悩んでいませんか?

- 子どものことを考えると家庭は壊せない
- 私が悪いから仕方がない
- 私が我慢すればすむこと
- 家庭のことだから誰にも話せない
- 逃げたい…でも私ひとりでは生活していけない
- 仕返しが怖い
- こんなビクビクした生活はイヤ



あなたは悪くありません

たとえ配偶者や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力をふるうことは絶対に許されません。

もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるなら、決して「私が悪いから…」などと自分を責めないでください。

あなたには、安全に安心して生きる権利があります。

その権利を奪い、あなたやあなたの子どもの心を傷つける相手に非があります。

あなただけの問題ではありません

子どもが直接暴力を受けたり、夫婦間の暴力を目撃することで、子どもの心身に深い傷が残ることがあります。(子どもの前で行われるDVも「児童虐待」です。)

DVは子どもに計り知れない影響を与えます。

memo

デートDVって聞いたことある?



交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。

デートDVは、中高生や大学生などの間でも起こります。

あなたは交際相手から、このパンフレットに載っているようなことをされたことはありませんか?

ひとりで悩まないで、まず相談を

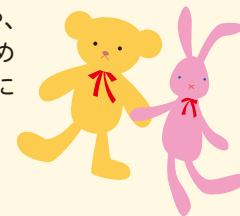
家庭内の暴力を外部に相談することは、とても勇気がいることです。

でも、暴力を受け続けることで、あなた自身や子どもが取り返しのつかない心身の傷を負うことになるかもしれません。

家庭は、家族にとって安息の場であるはずですが、

もし、あなたにとって、家庭が緊張と恐怖の場であるのなら、まずはご相談ください。誰かに話すことで状況を整理できたり、気持ちが楽になることがあります。

危険になったときの安全確保や、これから安心して生活をしていくために必要なことなどについて、一緒に考えていきましょう。



相談を受けたあなたへ

- 「あなたは悪くない」「よく相談してくれたね」という態度で、話を最後までじっくり聞いてください。
- 相談を受けた内容は、他言しないでください。
- このパンフレットに掲載されている相談機関に連絡するようにアドバイスしてください。